

広島県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十一号

広島県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

広島県青少年健全育成条例施行規則（平成四年広島県規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前										
<p>(有害図書類とする図書類の内容) 第一条の二 (略) 一 (略) 二 (略) イ (略) ロ 強制性交等その他の陵辱行為 ハ・ニ (略) 2 (略)</p>	<p>(有害図書類とする図書類の内容) 第一条の二 (略) 一 (略) 二 (略) イ (略) ロ 強かん、輪かんその他の陵辱行為 ハ・ニ (略) 2 (略)</p>										
<p>別表（第六条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>広島県立福山少年自然の家 (略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	名称	位置	広島県立福山少年自然の家 (略)	(略)	<p>別表（第六条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>広島県立福山少年自然の家 (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>安芸高田少年自然の家</td><td>安芸高田市</td></tr></tbody></table>	名称	位置	広島県立福山少年自然の家 (略)	(略)	安芸高田少年自然の家	安芸高田市
名称	位置										
広島県立福山少年自然の家 (略)	(略)										
名称	位置										
広島県立福山少年自然の家 (略)	(略)										
安芸高田少年自然の家	安芸高田市										

附 則

この規則は、公布の日から施行する。